⑵　申込受付期間　令和８年７月１日（水）午前10時00分から同月10日（金）まで
　なお、申込みは、令和８年７月10日(金)までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。
２　申込書を郵送する方法による申込みの場合
⑴　受験申込書の交付　受験申込書は、最高裁判所で交付する。
　なお、郵便により受験申込書を請求する場合には、封筒の表に「受験申込書請求(一般職（高卒者))」と朱書し、宛先及び郵便番号を明記して180円切手を貼付した返信用封筒（角形２号）を同封する。
⑵　受験申込先　最高裁判所
⑶　受験申込方法　受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、受験申込先に簡易書留郵便で提出する。
　なお、封筒の表に「一般職（裁判所事務官）受験」と朱書する。
⑷　申込受付期間　令和８年７月１日（水）から同月３日（金）まで
　なお、令和８年７月３日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。
３　受験票の発行
　受験の申込みを受理した場合は受験票を発行する。受験者は、第１次試験の際に、申込受付サイトからダウンロードした受験票を提示すること。申込受付サイトから本人の写真をアップロードしていない受験者は、第１次試験の際に、本人の写真を印刷して必ず持参すること。写真をアップロードせず、かつ持参しない場合や写真の写りが不鮮明で受験用として適当でない場合には、受験を認めない。
４　受験申込後の試験地等の変更の禁止
　受験申込後は、希望する勤務地を管轄する高等裁判所及び試験地の変更は認めない。
第８　その他
１　受験申込手続その他受験についての問い合わせは、最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係（03―3264―5758)に行うこと。
２　受験に際し、身体の障害等があるため何らかの配慮を希望する者は、受験申込時にあらかじめその旨を申し出ること。
３　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

公　告

諸　事　項

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る債権の申出についての公示

資金決済に関する法律（以下「法」という。）第31条第２項の規定により次のように公示する。
１．前払式支払手段発行者の商号
　協同組合神辺わかば会
２．代表者の氏名　代表理事　菅田　舜治
３．住所　広島県福山市神辺町大字川北506番地の１
４．上記の者の前払式支払手段の発行保証金につき法第31条第１項の権利を有する者は、令和８年７月30日までに前払式支払手段発行保証金規則様式第７による申出書に当該申出に係る前払式支払手段を添え、中国財務局理財部金融監督第三課に提出されたい。
（提出先）
広島県広島市中区上八丁堀６番30号
　中国財務局理財部金融監督第三課
５．前項の期間内に申出書の提出がないときは、発行保証金についての権利の実行の手続から除斥される。
令和８年５月20日
中国財務局長　中村　広樹

登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者から、法第35条の３の35において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。
令和８年５月20日　関東経済産業局長　岩田　　泰

名　　称	株式会社三菱ＵＦＪ銀行
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
登録番号	関東（個）第56号―５
営業廃止年月日	令和８年３月31日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告